

津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金(概要)

(趣旨)

スポーツの競技力の向上、交流人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的として、市内のスポーツ施設を使用するスポーツ大会・合宿(以下「大会・合宿」という。)の誘致を図るため補助金を交付するもの。

(概要)

本市所管の市内のスポーツ施設を利用して、市外からのスポーツ大会・合宿(以下「大会・合宿」という。)の参加者が市内の宿泊施設を利用する2日間以上の大会・合宿を開催する実行委員会その他の団体(開催団体)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度です。

1 交付対象大会・合宿

本市所管の市内のスポーツ施設を利用して、市外からの大会・合宿参加者(選手、監督、大会の役員その他の関係者を含む。以下同じ。)が2日間以上の大会・合宿の開催中において市内の宿泊施設に延べ10人以上(大会は延べ100人以上に限る)宿泊する大会・合宿。

なお、別に定める要件(※津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金交付要綱参照)の全てを満たす必要があります。

2 交付対象となる団体

交付対象大会・合宿を開催する実行委員会その他の団体(開催団体)。

なお、別に定める要件(※津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金交付要綱参照)の全てを満たす必要があります。

3 補助金額等

大会・合宿の開催期間 (開会式のみの日も含む)	宿泊者の延べ人数	金額
2日間以上	10人～19人	人数×千円
	20人～29人	2万円
	30人～39人	3万円
	～	～
	290人～299人	29万円
	300人～	30万円

※ 大会は宿泊者の延べ人数が100人以上であること。

※ 合宿は宿泊者の延べ人数が10人以上であること。

※ 延べ人数には大会・合宿開始前の前泊及び大会・合宿終了後の後泊の宿泊人数を含めないこと。

※ 同一の宿泊者の人数は大会と合宿に重複していないこと。

4 申請手続き

補助金の交付には交付申請等が必要になります。

スポーツ大会・合宿を開催するスポーツ施設を所管する津山市スポーツ課窓口を持参若しくは郵送にて交付申請等を行ってください。

なお、交付申請は、必ずスポーツ大会・合宿の開始日までに必ず行ってください。スポーツ大会・合宿開始後の交付申請は補助金の交付対象外となります。

※ 郵送での交付申請の場合、必ずスポーツ大会・合宿の開始日までに必着であること。

【交付申請書等の提出先・郵送先】

交付申請等・実績報告等の窓口での受付については、津山市教育委員会 スポーツ課の開館日の勤務時間内に限る。なお、郵送での提出は、それぞれ定められた期限までにスポーツ課に必着のこと。

津山市教育委員会 スポーツ課

(各窓口)

- ① 岡山県津山総合体育館 〒708-0004 津山市山北 669
Tel (0868)24-0202 fax (0868)24-7235
- ② 岡山県津山陸上競技場 〒708-0825 津山市志戸部 245
Tel (0868)24-3773 fax (0868)24-8574
- ③ 津山市加茂町スポーツセンター 〒709-3931 津山市加茂町中原 493-3
Tel (0868)42-3358 fax (0868)42-5010
- ④ 勝北総合スポーツ公園 〒708-1225 津山市西下 1100-1
Tel (0868)36-5800 fax (0868)36-5859
- ⑤ 津山市久米総合文化運動公園 〒709-4603 津山市中北下 1271
Tel (0868)57-2900 fax (0868)57-2999

(問い合わせ先)

〒708-0004

津山市山北 669 (岡山県津山総合体育館内)

津山市教育委員会 生涯学習部 スポーツ課

Tel 0868-24-0202 fax 0868-24-7235